

豊橋市立五並中学校いじめ防止基本方針

豊橋市立五並中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。校長、教頭、校務主任、学年主任、生徒指導主事（主任）、生活サポート主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

（１）「生活サポート」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談、ＱＵの結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（１）いじめの未然防止

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての生徒が安心感を抱き、

自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していく。

- ② 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ④ 生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ⑤ 生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ⑥ 性的指向や性自認で悩みを抱える生徒は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から生徒が相談しやすい環境を整える。

(2) いじめの早期発見

- ① 生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、生徒との日常の交流を大切にし、生活日記や個人面談、休み時間中の雑談等から生徒を丁寧に見取る。日頃から生徒に寄り添う姿勢をもち、生徒や保護者との信頼関係を築く。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の生徒を見守り、情報を共有する。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ③ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする。ことで生徒の実態把握に努める。
- ④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- ⑤ 生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向けた授業を行う。また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意する。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対応

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた生徒への支援と、いじめを行った生徒の指導を分担し、継続される支援・指導の負担が、担任など特定の教職員だけにかからないよう留意する。

いじめを受けた生徒への支援	いじめを行った生徒への指導・支援
・信頼関係ができていない教職員が中心となって対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプランを立てる。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。	・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動などの支援を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

② いじめを通報・相談した生徒のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた生徒の安全を確保する。

③ 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気がもてるようにする。

④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

① 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。

② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。

③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

5 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

〈いじめ重大事態とは〉

・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

生命・心身・財産重大事態（法第28条第1項第1号）

・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

不登校重大事態（同条第2項）

・第1号「生命・心身・財産重大事態」については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する必要がある。例えば、以下のような場合が考えられる。

- ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・第2号不登校重大事態における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 基本的な対応

在籍する生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行う。

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(法第30条第1項)

- ② 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。
- ③ 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ④ 被害者生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
- ⑤ 加害者生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。

(3) 重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。(法第28条第1項) なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意する。

〈 学校が調査の主体となる場合 〉

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行う。教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行う。

〈 教育委員会が調査の主体となる場合 〉

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行う。

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

【いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめを受けた生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行う。一方、いじめを行った生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

【いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合】

いじめを受けた生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

(4) 重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒・保護者に対して説明する。また、いじめを受けた生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った生徒・保護者に対しても説明する。

(5) 大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましい。

6 いじめ重大事態調査完了後の対応

(1) いじめを受けた生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該生徒の心の安定、身体の安全を確保する。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ・登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴する。
- ・いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行之、解決に向けて、当該生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法とともに検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行う。

(2) いじめを受けた生徒の保護者への対応

当該生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・受けたいじめに関わる事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法とともに検討する。
- ・当該生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧める場合もある。
- ・保護者自身が不安を抱えている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

(3) いじめを行った生徒への指導

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十

分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

(4) いじめを行った生徒の保護者への対応

当該生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。その後、生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

(5) 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

7 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

